

福岡県公立高等学校PTA連合会旅費規程 運用要項

第1項 * 別表

(県高P連用)

種 別		事 項	備 考
鉄 道 ・ 船 運 賃		第5条1号に規定する運賃	
車 賃		バス路線の運賃	
特別急行料金(自由席)又は急行料金		片道50キロを超える場合	新幹線含む
*なお、二枚きっぷ等の割引がある場合はその料金とする。 また、特急等を利用し、北九州方面から利用する場合は、博多駅まで利用可能とし、博多駅から吉塚駅までの往復運賃も支給する。			
航 空 賃		旅客運賃等により支給	
旅 行 雑 費	県 外	5,000円	
	県 内	半 日	1,500円
		1 日	3,000円
宿 泊 費	県 外	13,100円	
	県 内	実 費	

*別表は、福岡県旅費条例・九州各県高P連を参考とするものであり、県条例等が改正され
会長が必要と判断した場合は、役員会に諮り改正するものである。

第2項 (事務局職員の旅費)

事務局職員については、高P連事務局から用務地までの距離により算出した旅費とする。

(1) 在勤地内旅費については、支給しない。

(*在勤地内とは、所属より半径1キロ以内)

(2) 在勤地外の旅費については、運賃及び雑費(旧規程県内200円、県外1,500円)により算出した旅費とする。

(3) 会長の招集した会議以外で、福岡市内における短時間の用務については、交通費実費とする。

附則：(1) この運用要項は令和元年7月1日から施行する。